

江東区障害者移動支援事業の概要

1 事業目的

屋外での移動が困難な障害者（児）の外出を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的としています。

2 事業内容

① 対象者

屋外での移動が困難な身体（肢体不自由 1・2級、視覚(障害者総合支援法の規定による同行援護の対象者で②(1)が必要な場合に限る。))・知的・精神障害者（児）・難病患者等で次のいずれかに該当する方です。

ア 区内に住所を有する方

イ 江東区において障害者総合支援法の介護給付費等の決定を受け、区外グループホーム等に居住している方（ただし、施設の行事にかかる利用はできません。）

ウ 区外施設に入所している方で、一時帰宅中に移動支援が必要となった方（区外施設と帰宅先の送迎にかかる利用はできません。）

※ ただし、障害者総合支援法の規定による行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用をできる方は対象となりません。

② サービス内容

屋外での移動が困難な障害者（児）について、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

ア 生活必需品の買い物、金融機関手続き等、社会生活上必要不可欠な外出

イ 余暇活動等社会参加のための外出（営利活動は除く。）

※ただし、次に掲げる外出については対象外とします。

(1) 通年かつ長期にわたる外出は原則対象外

（例外として、一定の要件を満たす場合に、通学・通所に関する外出が事業の対象となる場合があります。事前にご相談ください。）

(2) ギャンブル、飲酒等を目的とした外出は対象外

(3) 1日で用務の終わらない外出は対象外

③ サービス範囲

ア 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備）

イ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）

ウ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）

エ 外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入等の支援等）

オ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

④ 1月あたりの基準支給時間（下記を基準として区長が必要と認める時間数）

ア 障害者（18歳以上） 32時間

イ 障害児（18歳未満） 16時間

3 事業者について

障害者総合支援法に基づく、都道府県の指定居宅介護事業者等で、区に移動支援事業者の登録をした事業者とします。

4 利用者の負担上限月額及び実費負担額

下表のとおり。実費負担上限額については、他のサービスとの上限額合算は行いません。

| 区分 | 世帯(※)の収入状況 | 負担上限月額 | 実費負担額 |
|------------------|------------------------------------|-----------------------|------------|
| 一般 * 区民税の課税世帯 | 区民税所得割 16 万円以上 (障害児は 28 万円以上)の方 | 37,200 円 | 事業費の 5% |
| | 区民税所得割 16 万円未満 (障害児は 28 万円未満)の方 | 9,300 円 児童 4,600 円 | |
| 低所得 | 区民税の非課税世帯 | 0 円 | 0 円 |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | | |

※世帯の範囲は介護給付と同様に取り扱い、18 歳以上の障害者（施設入所の 18・19 歳除く）は障害者本人と配偶者まで、障害児（施設入所の 18・19 歳含む）は保護者の属する世帯とする。

5 移動支援に要する費用等

① 移動支援 報酬単価表

| 利用時間 | 身体介護を伴う (ヘルパー2人目も同額) | 身体介護を伴わない |
|----------------------|---|-----------------|
| ～30分 | 2, 856円 | 1, 176円 |
| ～1時間 | 4, 502円 | 2, 195円 |
| ～1時間30分 | 6, 540円 | 3, 068円 |
| ～2時間 | 7, 459円 | 以降30分ごとに772円を加算 |
| ～2時間30分 | 8, 400円 | |
| ～3時間 | 9, 329円 | |
| 3時間～ | 以降30分ごとに929円を加算 | |
| 早朝加算・夜間加算 (30分ごと) | 716円 | 291円 |
| 深夜加算(30分ごと) | 1, 433円 | 593円 |
| 初回加算 | 2, 240円 | |
| 利用者負担 上限額管理加算 | 1, 680円 | |
| 特定事業所加算 I～IV | サービスの提供に要した費用の額(初回加算、利用者負担上限額管理加算を除く)に対して、Iは20%、II・IIIは10%、IVは5%の額を加算 | |